



宮 崎 県 公 報

平成25年5月23日(木曜日) 第2490号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁
○林業種苗生産事業者の登録……………(森林経営課) 1	
○道路の区域の変更……………(道路保全課) 1	
○土砂災害警戒区域の指定(2件)……………(砂防課) 1	
○土砂災害特別警戒区域の指定(2件)……………(“) 2	
○宮崎県証紙売りさばき人の変更の届出……………(会計課) 3	
○包括外部監査契約の締結……………(監査事務局) 3	

公 告

○毒物劇物取扱者試験の実施……………(医療業務課) 3	
○県営土地改良事業計画の策定(2件)……………(農村整備課) 3	
○基本測量の実施の通知……………(管理課) 4	
○基本測量終了の通知……………(“) 4	
○開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) 4	
○入札公告…………… 4	
公安委員会公告	
○警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 5	

告 示

宮崎県告示第 335号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第3項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者の登録をした。

平成25年5月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称 及び所在地
		種穂	苗木	
1291	甲斐 希一 東臼杵郡諸塚村大字家代4164番地	採取・精選	幼苗の育成・幼苗以外の苗木の育成	甲斐 希一 東臼杵郡諸塚村大字家代4164番地
1292	西田 恵 東臼杵郡諸塚村大字家代4915番地	採取・精選	幼苗の育成・幼苗以外の苗木の育成	西田 恵 東臼杵郡諸塚村大字家代4915番地
1293	西田 秀明 東臼杵郡諸塚村大字家代5484番地	採取・精選	幼苗の育成・幼苗以外の苗木の育成	西田 秀明 東臼杵郡諸塚村大字家代5484番地

宮崎県告示第 336号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成25年5月23日から平成25年6月6日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年5月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
15	県道	日知屋財光寺線	日向市大字財光寺下ヶ浜1131番	旧	13.6~23.0	53.0
			2地先から同市同大字同字1131番2地先まで	新	13.6~20.0	

宮崎県告示第 337号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成25年5月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高鍋町	上永谷	I-1-2111	急傾斜地の崩壊
新富町	上日置-1	II-1-6133	急傾斜地の崩壊
	上日置-2	II-1-6134	急傾斜地の崩壊
	上日置-3	II-1-6135	急傾斜地の崩壊
	上日置-4	II-1-6136	急傾斜地の崩壊

日 置	Ⅲ-1-9580	急傾斜地の崩壊
新田-1	Ⅲ-1-9577	急傾斜地の崩壊
新田-2	Ⅲ-1-9581	急傾斜地の崩壊
佐 山	Ⅱ-1-6137	急傾斜地の崩壊
大丸田-2	Ⅱ-1-6141	急傾斜地の崩壊
下屋敷	I-1-3393	急傾斜地の崩壊
今別府	I-1-2114	急傾斜地の崩壊
岩 脇	I-1-3394	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高鍋土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 338号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成25年5月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
諸塚村	戸下谷川	09-429-2-025	土石流
	戸下谷川1	09-429-2-026	土石流
	教員住宅	I-1-1346	急傾斜地の崩壊
	戸 下	I-1-1347	急傾斜地の崩壊
門川町	南ヶ丘	I-2-0054	急傾斜地の崩壊
	天の山	I-1-1179	急傾斜地の崩壊
	上の山(二)	I-1-1180	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日向土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 339号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必

要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成25年5月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高鍋町	上永谷	I-1-2111	急傾斜地の崩壊
新富町	上日置-1	Ⅱ-1-6133	急傾斜地の崩壊
	上日置-2	Ⅱ-1-6134	急傾斜地の崩壊
	上日置-3	Ⅱ-1-6135	急傾斜地の崩壊
	上日置-4	Ⅱ-1-6136	急傾斜地の崩壊
日 置	Ⅲ-1-9580	急傾斜地の崩壊	
新田-1	Ⅲ-1-9577	急傾斜地の崩壊	
新田-2	Ⅲ-1-9581	急傾斜地の崩壊	
佐 山	Ⅱ-1-6137	急傾斜地の崩壊	
大丸田-2	Ⅱ-1-6141	急傾斜地の崩壊	
下屋敷	I-1-3393	急傾斜地の崩壊	
今別府	I-1-2114	急傾斜地の崩壊	
岩 脇	I-1-3394	急傾斜地の崩壊	

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高鍋土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 340号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成25年5月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
諸塚村	戸下谷川	09-429-2-025	土石流
	教員住宅	I-1-1346	急傾斜地の崩壊
	戸 下	I-1-1347	急傾斜地の崩壊

門川町	南ヶ丘	I-2-0054	急傾斜地の崩壊
	天の山	I-1-1179	急傾斜地の崩壊
	上の山（二）	I-1-1180	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日向土木事務所に備えおいて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 341号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第11条第5項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

平成25年5月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

変更前		変更後		変更年月日
売りさばきをする場所	売りさばき人の名称	売りさばきをする場所	売りさばき人の名称	
宮崎市大字恒久字今井手 878-2 宮崎県交通安全協会 宮崎南分室 ほか	財団法人宮崎県交通安全協会	宮崎市大字恒久字今井手 878-2 宮崎県交通安全協会 宮崎南分室 ほか	一般財団法人宮崎県交通安全協会	平成25年4月1日
宮崎市橋通東1丁目11-1 林業会館内ほか	社団法人宮崎県猟友会	宮崎市橋通東1丁目11-1 林業会館内ほか	一般社団法人宮崎県猟友会	平成25年4月1日
宮崎市宮崎駅東2丁目4番地1ほか	財団法人宮崎県スポーツ施設協会	宮崎市宮崎駅東2丁目4番地1ほか	公益財団法人宮崎県スポーツ施設協会	平成25年4月1日
宮崎市大字赤江字飛江田 774番地	社団法人宮崎県エルピーガス協会	宮崎市大字赤江字飛江田 774番地	一般社団法人宮崎県LPGガス協会	平成25年4月1日

宮崎県告示第 342号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約（以下「契約」という。）を締結した。

なお、契約を締結した相手方の資格を証する書面の写しを、平成25年5月23日から30日間、県庁前の掲示場に掲示する。

平成25年5月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 契約を締結した者の氏名及び住所

氏名 木下博義

住所 日南市上平野町1丁目1番地20

- 2 契約の始期
平成25年4月1日
- 3 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算
- 4 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
概算払

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験（一般毒物劇物取扱者試験、農薬用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験をいう。）を次のとおり実施する。

平成25年5月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 試験の日時
平成25年8月6日（火曜日）午前10時から正午まで
- 2 試験の場所
宮崎市霧島1丁目1番地1
JA・AZMホール 他
- 3 受験願書の受付期間
平成25年6月10日（月曜日）から6月21日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
ただし、郵送の場合は、6月21日付けの消印のあるものまで有効とする。
- 4 受験願書の配布場所
県保健所
- 5 その他
詳細については、最寄りの県保健所又は宮崎県福祉保健部医療業務課業務対策室（電話0985（26）7060）に問い合わせること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、寺迫地区県営土地改良事業（日向市、ため池等整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年5月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成25年5月23日から平成25年6月20日まで
- 3 縦覧場所
日向市役所産業経済部農業水産課内
- 4 その他
この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。
また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、綾川地区県営土地改良事業（国富町、綾町、基幹水利施設ストックマネジメント事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 5 月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成25年 5 月23日から平成25年 6 月20日まで
- 3 縦覧場所
国富町役場農地整備課内
綾町役場建設課内
- 4 その他

この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 1 項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成25年 5 月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
基本測量（基本重力測量）
- 2 作業地域
延岡市
- 3 作業期間
平成25年 6 月 3 日から平成26年 3 月14日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 2 項の規定により、宮崎県公報第2391号により公告した基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量）が平成25年 3 月29日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成25年 5 月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成25年 5 月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
門川町南町一丁目 5 番 外 6 筆	門川町加草四丁目50番地 N P O 法人ふれあい

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成25年 5 月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 借入物品及び数量 普通科高校教育用コンピュータ 一式
 - (2) 借入物品の特質等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 平成25年 8 月31日
 - (4) 契約期間 平成25年 9 月 1 日から平成30年 8 月31日まで（60月）
 - (5) 納入場所 仕様書による。
 - (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料 1 月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 5 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 契約に係る特約事項
 - (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第 2 条第 1 項第 1 号の規定による契約であり、県は、上記 1 の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
 - (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格
 - (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 平成25年宮崎県告示第 124号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理（システム開発を含む。）、データエントリー及びその他のものであること。
 - イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置及び設定できると認められる者であること。
 - エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供

できると認められる者であること。

オ 納入する物品を第三者をして貸付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を平成25年6月17日までに提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当 宮崎市橋通東1丁目9番10号 郵便番号 880-8502 電話番号0985 (26) 7235
(2) 期間 平成25年5月23日から平成25年7月4日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

5 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当
(2) 期間 平成25年5月23日から平成25年6月17日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札説明会の場所及び日時

入札説明会は実施しない。ただし、本件入札に関する質問については、平成25年6月17日午後5時まで受け付ける。なお、入札に関する質問にあつては個別に対応するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、メール又はホームページで通知する。

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県教育庁財務福利課管理担当
(2) 提出期限 平成25年7月4日午後5時
(3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあつては書留郵便に限る。)により提出すること。

8 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁4号館2階 教育共用会議室
(2) 日時 平成25年7月5日午後2時

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県教育庁財務福利課管理担当 宮崎市橋通東1丁目9番10号 郵便番号 880-8502 電話番号0985 (26) 7235

13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続きの停止等があり得る。
(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the service required:Computer for

high school general education course : 1 unit

(2) Time limit for tender: 5:00.p.m.4 July 2013

(3) Contact point for the notice: Regional Affairs Department Section Finance and Welfare Division Miyazaki Prefectural Government, 1- 9 -10 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8502 Japan. TEL: 0985-26-7235

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第9号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成25年5月23日

宮崎県公安委員会委員長 山 崎 殖 章

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定員
新規取得講習	2号警備業務	平成25年7月29日(月)から8月5日(月)まで(土、日曜を除く。)	30人

2 講習の対象者

講習の対象者は、法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「講習修了証明書」という。)を有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第23条第4項に規定する合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者
(4) 検定規則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者
(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

宮崎県技能検定センター(旧名称宮崎地域職業訓練センター) 電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

- (1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提出日時
2号警備業務	平成25年6月17日（月）から6月28日（金）まで（土、日曜を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込については認める。郵送による申込は認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

種 類	警備業務の区分	手数料
新規取得講習	2号警備業務	38,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

(1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、社団法人宮崎県警備業協会（電話代表0985-28-0518）に連絡すること。

(2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。

(3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。